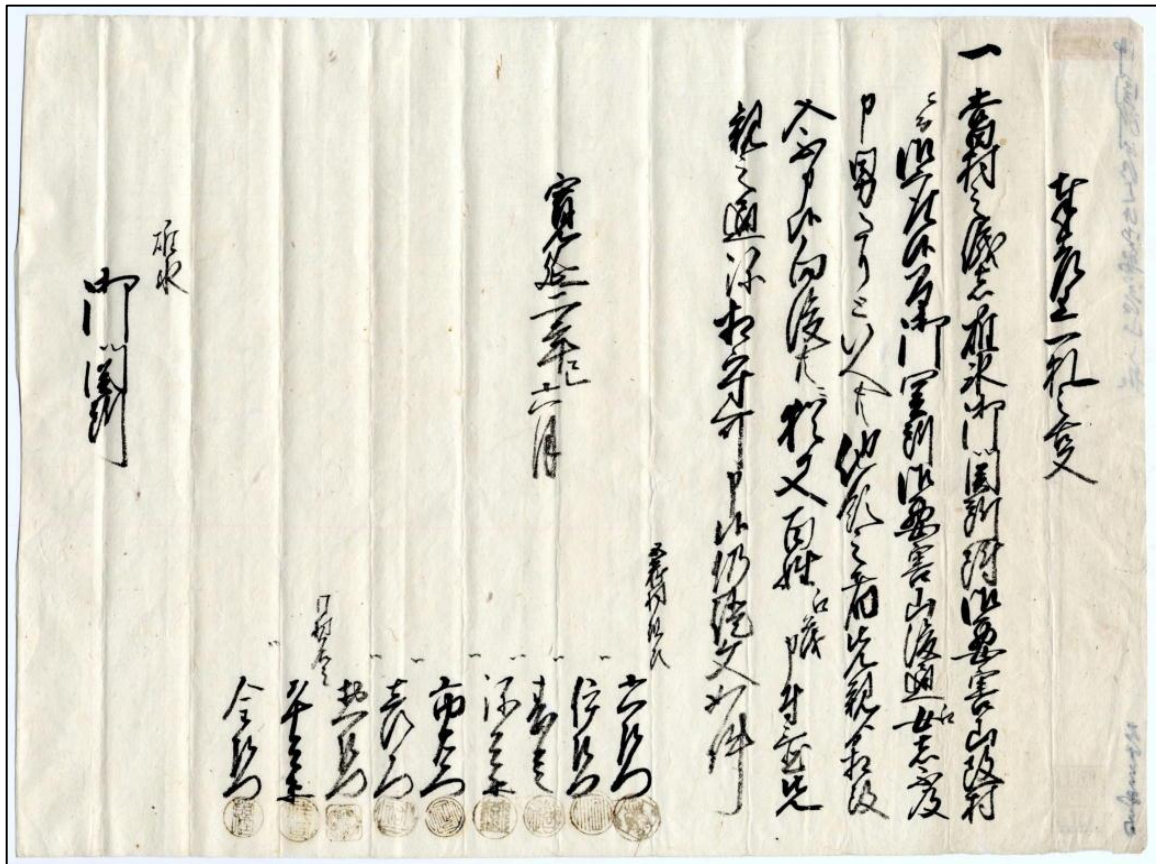


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 13

請求番号	P8909	文書番号	437	年代	寛延2年(1748)
史料名	碓氷関所附五料村要害改め証文				
形態	縦1通	複製	あり・なし	(デジタル画像)	
備考	「ぐんまの古文書 続編」28 HP「チャレンジ! 演習ぐんまの古文書入門」で使用(HPで公開)				
史料概要	<p>中山道の碓氷峠ふもとの横川村(現、安中市)に設置された碓氷関所は、東海道の箱根関所と並んで重要な関所に数えられ、主に「入り鉄砲に出女」の取り締まりが厳しかった。しかし、江戸時代の関所は単に関所番の配置や備え付きの武具などがあれば警備が万全であったわけではない。その不備を補うため、関所を取り囲む山河・林などを特別警備区域(要害又は御囲い山)に定めて人々の出入りを禁じ、周辺の村々を関所付き村とすることで、関所の取り締まり機能の一端を担わせていた。</p> <p>本文書は、碓氷関所付き九か村の一つである碓氷郡五料村の村役人が寛延2年(1749)6月、碓氷関所へ宛てた要害山の取り締まり請け証文である。内容は要害山の裏通りへ他領民は一切通行させないというものである。とりわけ五料村は土塩村・上増田村と共に要害改め村といわれ、要害内に湧き出していた入之湯(いりのゆ・現在の霧積温泉)への入湯者を取り締まる役目を担っていた。</p>				
指導要領(内容)との関連	<高日探> C-(3)-ア- (ア) 幕藩体制の確立				
活 用 例					
活用単元	江戸幕府の交通政策(関所の役割)				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> 江戸幕府の交通路の整備や都市の発展について学習する導入場面、または追究する場面で活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 文字史料であるが、釈文・読み下し文とあわせて活用することで、生徒でも内容を読み取ることができ、身近な地域の史料を導入で提示することで興味関心を高めることができる。追究場面においても読み下し文の活用により、各自読み取ったことをペアワークで話し合うなどの活動も可能であり、裏通りへ他領の者は一切通行させないよう碓氷関所から要請されていたことや、取り締まり機能の一端を担わされたことなど、幕府の交通政策への理解を深めることができる。発展学習として、中世の関所(設置者が通行料(関銭)を徴収するなど経済的な役割が大きかった。)と近世の関所(江戸を守るための防衛・治安維持の役割が中心。)の相違を考える学習も想定できる。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> 教科書の記載内容だけでは理解が難しい「関所」の役割や取締について、実際の「歴史の一部」に触れるとともにその内容を読み解くことで、理解を深めるだけでなく当時の人々の様子やつながりに興味関心を広げることができると考える。 				

史料画像 裏面参照

碓氷関所附五料村要害改め証文 (P8909 437)



【読み下し】

差し上げ奉(たてまつ)る一札の事

一当村の儀は、碓氷御関所附き御要害(ようがい)山改め村にて御座候間、御関所御要害山後ろ通りへ、女は申すに及ばず、男たりといえ共、他領の者先規(せんき)より相改め

入れ申さず候、向後(こうご)共に猶又百姓へも申し付け置き、先規の通り弥(いよいよ)相守り申すべく候、仍(よつ)て証文、件の如し

五料村組頭

六左衛門印

同 伊左衛門印

同 甚兵衛印

同 弥兵衛印

同 市右衛門印

同 彦右衛門印

同 惣左衛門印

同村名主

平兵衛印

同 金左衛門印

寛延二年巳六月

碓氷

御関所

◆用語◆

【要害…ようがい】城塞。関所の周辺に設定された特別警備区域。

【先規…せんき】前からのおきて。先例、前例

【向後…こうご】今後、以後、こののち

【猶又…なおまた】やはりまた、それに加えて

【弥…いよいよ】ますます、いっそう、とうとう、まさしく